

## 福島県地域密着型サービス自己評価実施基準

### (目的)

第1条 この基準は、本県における地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。）の自己評価（以下「自己評価」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (自己評価の趣旨)

第2条 自己評価は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年 厚生労働省令第36号)第65条第2項及び第86条第2項の規定に基づき、指定小規模多機能居宅介護及び指定認知症対応型共同生活介護（いずれも介護予防を含む。以下同じ。）の事業者（以下「事業者」という。）が自ら行わなければならない指定小規模多機能居宅介護及び指定認知症対応型共同生活介護の質の評価として位置付けるものである。

2 自己評価は、次に掲げる質の評価の最終目的のため、事業者自らがサービスの現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高めるための契機とするとともに、その評価結果を公開することにより、利用者及びその家族等への情報提供を推進するものである。

(1) 利用者及び家族の安心と満足の確保を図ること。

(2) ケアサービスの水準を一定以上に維持すること。

(3) 改善点を明確にし、改善に向けた関係者の自発的努力と体制づくりを誘導すること。

(4) 継続的に評価を行うことを通じて、関係者による自発的な研修等による高齢者の尊厳を支えるケアの向上を促す教育的効果を狙うこと。

(5) 指定小規模多機能居宅介護及び指定認知症対応型共同生活介護に対する社会的信頼を高めること。

### (自己評価の頻度)

第3条 事業者は、その設置・運営する指定小規模多機能居宅介護及び指定認知症対応型共同生活介護の事業所（以下「事業所」という。）ごとに、原則として少なくとも毎年1回自己評価を実施するものとする。

### (自己評価の方法)

第4条 自己評価は、事業者の責任の下、管理者が介護従業者と協議して実施するものとする。

2 自己評価票及び自己評価項目は、別紙1のとおりとする。複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合、ユニットごとに記載するものとする。

(自己評価結果の公開)

第5条 事業者は、自己評価の結果を自己評価票により、次の方法で利用者等に公開するものとする。

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明する。
- (2) 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示する。
- (3) 利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供する。
- (4) 指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出する。

この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた市町村に対しても同様の取扱いとする。

(書類の保存期間)

第6条 事業者は、評価が完了した日から3年間自己評価票を保存するものとする。

(実施上の留意点)

第7条 自己評価の実施に当たっては、単に個々の項目の達成状況等を評価するだけでなく、各項目に対応する「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の遵守状況についても、併せて確認を行うものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成16年2月21日から施行する。
- 2 指定痴呆対応型共同生活介護の自己評価基準(平成14年8月7日14高第2269号)は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成19年1月11日から施行する。